

水道料金を改定

4月料金分から適用に

町の水道料金が改定され、4月料金（3月使用分）から左表のとおり引き上げられることになりました。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

給水収益が大幅に減少

町では、町民の皆さんに安全で安心できる

良質な水道水を供給していくため、施設の更新や維持管理に努めていますが、これらの費用は皆さんが納めた水道料金により

賄われています。東日本震災後、利用件数や使用水量の減少などにより震災前に比べ、給水収益が大きく落ち込みました。
震災後の減収対策
給水収益の減少に伴い、大幅な赤字となったことから減収対策

策として今回、水道料金の改定となりました。この料金改定は、水道施設が被災したため、今後、これらの復旧・復興という緊急的な事業を推進していく上でも、早急に資金不足を解消していくことが求められています。

料金値上げにご理解を

震災後、被災者の皆さんをはじめ町全体が大変厳しい状況下にある中での水道料金の値上げで、ご負担をお掛けすることになります。今後もさらに経費節減と効率的な事業運営に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

量水器使用料を廃止

今回の水道料金改定では、現在、水道料金とは別に徴収している「量水器使用料」の枠組みを廃止し、「水道料金」の体系の枠組みだけに料金を一本化して徴収します。

簡水事業と統合で料金を統一化

また、今後、簡易水道事業と上水道事業との事業統合が予定されているため、料金を統一しました。

◆問い合わせ

町上下水道課上水道庶務係（☎82-3111内線253、254）へ。

◆上水道料金改定の内容

用途	基本水量	基本料金(円)		超過料金(円)	
		現行	新料金	現行	新料金
家庭用	10立方メートルまで	1,200	1,430	150	165
営業用	15立方メートルまで	3,100	3,520	190	210
団体用	20立方メートルまで	4,000	4,510	230	255
工業用	200立方メートルまで	30,740	33,920	240	265
湯屋用	〃	14,550	16,120	140	155
船舶用	1立方メートルにつき	400	550	400	440
臨時用	〃	400	550	400	440

※超過料金は1立方メートルあたりになります。

◆簡易水道（豊間根、大浦、小谷鳥地区）料金改定の内容

用途	基本水量	基本料金(円)		超過料金(円)	
		現行	新料金	現行	新料金
家庭用	10立方メートルまで	1,140	1,430	130	165
営業用	15立方メートルまで	2,160	3,520	150	210
団体用	20立方メートルまで	2,600	4,510	170	255
工業用	200立方メートルまで	20,250	33,920	250	265
湯屋用	〃	12,000	16,120	140	155
船舶用	1立方メートルにつき	350	550	350	440
臨時用	〃	350	550	350	440

※超過料金は1立方メートルあたりになります。

◆飲料水供給施設（外山、富士地区）料金改定の内容

用途	基本水量	基本料金(円)		超過料金(円)	
		現行	新料金	現行	新料金
家庭用	1世帯5人まで	790	920	80	110

※超過料金は1人増すごとに加算されます。

お引越しの際は水道の開始・停止の手続きを

水道の開始・停止をする際は、希望する日の約1週間前に町上下水道課窓口で直接手続きを行うか電話で申し込みください。

届け出をするのは本人以外の家族や代理の方でも可能です。また、開始・停止を希望する日は平日のみの対応となります。

停止の手続きを行わないと、水道を使用しなくても基本料金が発生しますので、忘れずに届け出を行ってください。

◆申込先・問い合わせ 町上下水道課上水道庶務係（82-3111内線253、254）へどうぞ。



開始の作業を行う町職員

低所得世帯を対象 灯油代 5 千円を助成

町では、冬期間の経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯を対象に灯油代の一部を助成します。対象になると思われる世帯に申請書類を送付しますので、必要事項を記入し、期間内に申請してください。なお、申請書類が送付されない方でも対象と思われる方は、お問い合わせください。

◆助成を受けられる世帯 平成24年11月1日現在で本町に住民登録があり、平成24年度の町民税が世帯全員非課税で、次の①～③のいずれかに該当する世帯

- ①高齢者世帯 満65歳以上の人のみで構成されている世帯
- ②障がい者世帯など
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている人が同居している世帯
 - ・療育手帳の交付を受けている人が同居している世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が同居している世帯
 - ・特別児童扶養手当を受給している人が同居している世帯
 - ・障害基礎年金を受給している人が同居している世帯
 - ・要介護4または5の要介護認定を受けている人が同居している世帯
 - ・知的障がい児または知的障がい者の判定を受けている人が同居している世帯
- ③ひとり親世帯
 - ・平成6年4月2日以降に生まれた児童と配偶者のいない父または母などで構成されている世帯
 - ・父母がともにいない児童が同居している世帯

※ただし、社会福祉施設などに入所している人および長期入院（継続して6カ月以上）している人は対象になりません。

◆助成額 1世帯あたり5,000円

◆支払い方法 口座振り込み

◆申請期間 2月12日～28日

◆必要な物 申請書、印鑑、預金通帳

◆申請受付日程

【2月】

期日	受付日時	受付場所
12日 (火)	午前9時半～10時半	大浦漁村センター
	午前11時10分～正午	田の浜地区自治会集会所
	午後1時半～2時半	ふるさとセンター
13日 (水)	午前9時半～11時半	町中央コミュニティセンター和室
	午後1時半～2時半	織笠コミュニティセンター
	午後3時10分～4時10分	猿神農業担い手センター
14日 (木)	午前9時～10時半	豊間根生活改善センター
	午前11時10分～40分	荒川構造改善センター
	午後1時半～3時半	町中央コミュニティセンター和室
16日 (土)	午前9時半～10時半	船越防災センター

受付期間に手続きができなかった方は、町健康福祉課7番窓口で2月15日から28日までの期間中、午前8時半～午後5時半（土・日は除く）まで申請手続きができますのでご利用ください。

◆問い合わせ 町健康福祉課地域福祉係 ☎82-3111内線149) へどうぞ。



合併処理浄化槽の設置 補助金を交付します

町では、生活雑排水の浄化を目的として、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。平成25年度の申し込みを受け付けますので家の新築や改築などをお考えの方は、浄化槽の設置をご検討ください。

合併処理浄化槽は、し尿と生活排水を合わせて処理するもので、水質汚濁防止と快適な環境づくりの威力を発揮します。設置に要する時間も短く、車1台分のスペースがあれば設置することができま。

また、東日本大震災により被災した住宅を再建する際、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方にも補助金を交付します。

補助対象の地区はどちらも、
▼小谷鳥 ▼瀧磯 ▼豊間根 ▼荒川
▼織笠 です。ただし、山田地区でも下水道整備地区を除いた一部の地域で補助対象となるところがあります。

設置する際には、浄化槽の費用のほか、取り付けやトイレの水洗化、排水管の工事費などが掛かります。国県の補助のほか、町単独の上乗せ補助金を併せた額が下表のとおりとなります。補助の対象となるのは、25年度中に設置する浄化槽です。補助には枠があり、申込多数の場合は抽選となる場合があります。そのため、設置をお考えの方は補助対象区域など事前にご相談ください。

▽募集基数

◆問い合わせ 町上下水道課 内線255) へどうぞ。

▽申込期間 2月1～15日

◆問い合わせ 町上下水道課 内線255) へどうぞ。

◆浄化槽の価格（参考）

区分	金額
5人槽	68万円程度
7人槽	90万円程度
10人槽	133万円程度

◆補助金の額

区分	金額
5人槽	352,000円 (440,000円)
7人槽	441,000円 (551,000円)
8～10人槽	588,000円 (735,000円)

※下段()内は国県と町単独の上乗せ補助金の総額です。